

1 目的

こどもエコクラブ事業は、将来世代を担う子どもたちが主体的に行う環境学習及び環境の保全に関する活動を支援することにより、人間と環境の関わりについての幅広い理解を深めるとともに、環境を大切に思う心を育成し、もって、子どもたちが広く環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、その環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成することを目的とする。

2 活動内容

本事業は、小学生及び中学生が、主体的に行う環境学習及び環境の保全に関する活動を支援するものである。環境の保全に関する活動の内容としては、例えば、小学生及び中学生自らの環境に対する理解を深めるための学習・研究活動、緑化活動やリサイクル活動等の実践活動等が挙げられる。

本事業の実施に当たっては、環境の保全に関する取組を行う意思を有する小学生及び中学生から構成されるクラブを対象に、これらクラブの活動の実施に資する情報の提供、他のクラブとの交流の促進等の支援を行うこととする。この際、具体的な各クラブの活動内容及びその実施方法等については、各クラブの構成員である小学生及び中学生の自主性が尊重されるものとする。

3 クラブの登録等

(1) クラブの構成

各クラブは、地域において環境の保全に関する取組を行う意思を有する数人から 30 人程度の小学生又は中学生から構成される。クラブの構成員相互は、その住居が近隣であるなど、定期的に当該クラブの構成員が集まり、共に地域での活動を行うことのできる状況にあることが望ましい。

(2) クラブの名称

クラブは、当該クラブの名称を自由に付けることができる。

(3) サポーター

各クラブは、その活動に対し助言等の支援を行うサポーターを 1 人以上置かなければならない。

(4) クラブの登録

本事業に参加を希望する者は、クラブを設け、以下の事項をクラブ事務局に登録することを要する。また、以下の事項に変更のあった場合には、クラブ事務局に届け出るものとする。

クラブの名称

代表者の氏名、年齢及び住所

構成員の氏名及び年齢

サポーターの氏名、年齢、住所

その他事務局が必要と認める事項

(5) クラブの会期

クラブの会期は、当該事業年度の 3 月 31 日までとする。それ以前にクラブを解散する場合には、クラブ事務局まで届けるものとする。

4 クラブ事務局

(1) クラブ事務局の設置

本事業を実施するため、財団法人日本環境協会内に、こどもエコクラブ全国事務局（以下「全国事務局」という。）を、また、各都道府県に、こどもエコクラブ都道府県事務局（以下「都道府県事務局」という。）を、市区町村（政令指定都市を含む。）に、必要に応じこどもエコクラブ市区町村事務局（以下「市区町村事務局」という。）を設けるものとする。

(2) 全国事務局は、以下の事業を行う。

教材、会員手帳、JEC ニュース等の作成
都道府県事務局、市区町村事務局の業務の支援に係る事業
クラブの活動の実施に資する情報の提供
クラブの活動内容の発表機会の提供
その他各クラブの活動の支援に係る事業

(3) 都道府県事務局は、以下の事業を行う。

市区町村事務局の業務の支援に係る事業
クラブの活動の実施に資する情報の提供
クラブ間交流の促進
クラブ活動内容の発表機会の提供
その他各クラブの活動の支援に係る事業

(4) 市区町村事務局は、以下の事業を行う。

クラブの募集・登録受付、とれーにんぐカード等のやりとり
クラブの活動の実施に資する情報の提供
クラブ間交流の促進
クラブ活動内容の発表機会の提供
サポーターに対する支援
その他各クラブの活動の支援に係る事業

附 則

本実施要領は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。